

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	保育認定課		
事業名称	保育所運営費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市私立保育所運営費補助金交付規則等				
事業開始年月日	昭和54年10月20日	最終制度改正年月日	令和4年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	私立保育所の費用負担の軽減を図り、児童福祉の増進に資する。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	<p>私立保育所に以下の補助金を交付する。</p> <p>①職員の処遇向上に要する費用 ②主食給食に関する調理員の雇用に要する費用 ③延長保育事業に要する費用 ④施設の運営管理に要する費用 ⑤児童の処遇向上に要する費用 ⑥産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用 ⑦保育所地域活動事業に要する費用 ⑧予備保育士の雇用に要する費用 ⑨障害児保育に要する費用 ⑩休日保育事業に要する費用 ⑪分園推進事業に要する費用 ⑫土地の賃借に要する費用 ⑬栄養士の雇用に要する費用等</p>				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	私立保育所の費用負担の軽減を図るため、昭和54年より補助を開始した。 (⑪は平成17年、⑫は平成21年より補助を開始した。)				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成15年の中核市移行及び平成27年度の子ども・子育て支援新制度移行に伴い、大きく補助制度を改正した。 (⑪は、平成26年に分園を設置・運営する保育所1施設あたり1,200,000円から1,800,000円上限に増額した。⑫は平成27年に建物賃借料の給付化に伴い、土地賃借料のみを対象とし、1施設当たり2,000,000円を上限に補助している。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	保育所	「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」別表第1のとおり			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	3,423,779	3,581,028	3,628,164	3,567,026
	うち一般財源	3,072,018	3,203,620	3,231,408	3,195,579
	決算(見込)額	3,334,806	3,414,185	3,425,398	-
対象者数・ 交付件数など	対象施設数	85施設	92施設	94施設	97施設

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	あり	障害児保育に要する費用
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金(延長保育事業)、千葉県保育士処遇改善事業費補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	事業概要①・③(上乘せ・横出し)

業務量

繁忙期	4月、5月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	四半期1回(⑪、⑫は年1回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5 人工	0.9 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	2 人	3 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	保育認定課
事業名称	保育所運営費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 一部対象経費の必要性低下	<ul style="list-style-type: none"> ・分園推進事業に要する費用について、同規模の小規模保育事業は同種の補助がない中で普及している。 ・土地の賃借に要する費用について、待機児童対策のため、同様の制度として民間保育所土地賃借料補助金（子ども政策課）を実施していたが、当該補助金は待機児童の減少により役割を終えたことから新規適用を停止したところである。 	分園推進事業に要する費用および土地の賃借に要する費用への補助について、新規適用を停止する。
2 国制度との整理	—	—
3 対象経費の精査	—	—
4 実施背景の変化	—	—

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 一部対象経費の必要性低下	—	—
2 国制度との整理	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用の補助の対象となる看護師の配置は、より金額が手厚い病児保育事業（体調不良児対応型）においても対象となる場合があり、既に移行している施設も多い。	産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用の補助対象となる施設は、概ね病児保育事業（体調不良時対応型）の要件を満たしていることが考えられるため、国・県補助（各3分の1）のある同事業との統合が可能かどうか検討する。
3 対象経費の精査	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）については、補助額の約3割が後年度への積立に充てられており、補助金の使途を後年度に渡って追跡することが困難となっている。 ・児童の処遇向上に要する費用について、対象経費の範囲が広く、どのように児童の処遇向上につながったのかが不明確。 	施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）および児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検証を行う。
4 実施背景の変化	令和元年度国通知により、すべての児童が帰宅後の時間帯は受け入れ態勢を維持しなくても良いとされたことにより、開所時間内であっても、全児童帰宅後は閉所する事例が増えているが、延長保育に要する費用については、そのようなケースにおいても、従前どおり、あらかじめ設定された開所時間分に対して行っている。	延長保育事業に要する費用への補助（延長分）について、実施背景の変化を考慮した、制度設計および運用の変更を検討する。

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		保育入園課			
事業名称		保育所運営費補助金			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	一部対象経費の必要性低下	完了 分園推進事業に要する費用および土地の賃借に要する費用について、新規適用を廃止することにした。	-	-	
2	国制度との整理	継続 産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用について、病児保育事業（体調不良児対応型）との統合について検討したが、両事業を統合することで看護師の雇い止めに繋がる可能性があることから、引き続き関係事業者との協議を行うこととした。	-	-	
3	対象経費の精査	継続 施設の運営管理に要する費用（施設整備費分）および児童の処遇向上に要する費用の補助対象経費について妥当性の検討をしたが、国の給付費（委託費）の見える化（使途の特定）が来年度以降に実施される見込みであることから、この見える化と併せて対象経費の精査を行うこととした。	-	-	
4	実施背景の変化	完了 延長保育事業に要する費用（延長分）への補助について、制度設計および運用の変更を検討し、補助対象となる時間について恒常的に利用者がいない場合は当該補助制度の対象外とすることにした。	-	-	